

# 令和8年度

## 中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金のご案内

応募受付期間: 令和8年4月1日(水)～4月30日(木)【必着】

この補助制度は、中堅・中小企業者が、ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備の実施のために、新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。

### ◆ 補助制度の内容

#### 1 補助対象者 (※1)

- 中堅企業者：産業競争力強化法第二条第24項に規定するもののうち、個人を除くもの  
⇒従業員数2,000人以下であり、下記中小企業者を除くもの
- 中小企業者：産業競争力強化法第二条第23項に規定するもののうち、個人を除くもの  
⇒下記表に該当するもの

業種	資本金	従業員数
① 製造業・その他業種 ※②～④を除く	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

#### 2 補助対象事業

	製造業型	サービス産業型
補助対象事業	下記①・②のいずれかに係る事業 ①ものづくりの基盤技術(※2)を高度化することによる競争力の強化 ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野(※3)における生産拠点の強化	下記①・②・③のうち2つ以上の機能を備えた付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業 ①体験交流機能 ②地域製品の加工または販売機能 ③飲食または宿泊機能 ※地域課題の解決に資する事業(※4)を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能
補助率	中堅企業者：補助対象投資額(※5)の10%以内 中小企業者：補助対象投資額の15%以内	
補助限度額	1企業につき2,000万円まで	
投資要件	設備投資額 1,500万円以上	設備投資額 1,000万円以上
雇用要件	申請時点の常用雇用者数(※6)と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること。 なお、雇用調整・人員整理による減員は認めない。	

- (※1) 補助対象者における従業員数とは、連結ではなく、単体での人数とします。また、みなし大企業に該当する場合は、対象外とします。
- (※2) ものづくりの基盤技術とは「中小企業等経営強化法」に基づく「中小企業の特定期間のものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」において特定ものづくり基盤技術として提示された12分野の技術をいいます。
- (※3) 高付加価値の成長分野とは、グリーン・デジタル関連、ライフイノベーション関連、食品関連及び高度部材関連産業をいいます。
- (※4) 地域課題の解決に資する事業とは、新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題(人口減少、超高齢化社会、若者の県外流出等)の解決に資する、営利を目的とした事業をいいます。
- (※5) 補助対象投資額とは、機械、設備等の償却資産とします。(土地、建物及びリース契約物については対象外です。)
- (※6) 当補助金における常用雇用者とは、次の要件を満たす者です。
- ① 雇用期間の定めのない者(高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。)
  - ② 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者  
また、常用雇用者数について、申請後に申請者を訪問し、現地確認をする場合があります。その際は、次の書類をご準備いただくことになります。  
・従業員名簿 ・雇用期間に定めがないことがわかる書類(雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等)  
・雇用保険に加入していることがわかる書類(事業所別被保険者台帳等)

### 3 採択方法及び採択基準

#### ◆採択方法

応募のあった事業計画について、中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金審査委員会において、書類審査を実施（必要に応じプレゼンテーション等による聞き取りも実施）し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

#### ◆採択基準

- (1) 生産設備等導入による事業の競争力・効果、市場の成長性、競合他社との優位性、事業の継続性・実現性、雇用の維持、財務状況など
- (2) 設備投資額が基準額以上となること
- (3) 補助対象となる生産拠点での常用雇用者数について、申請時点と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること（交付要領補助金返還規定において、事業完了後3年間は維持・拡大に努めることが求められます）
- (4) 令和9年2月15日までに事業完了できること

### 4 応募方法

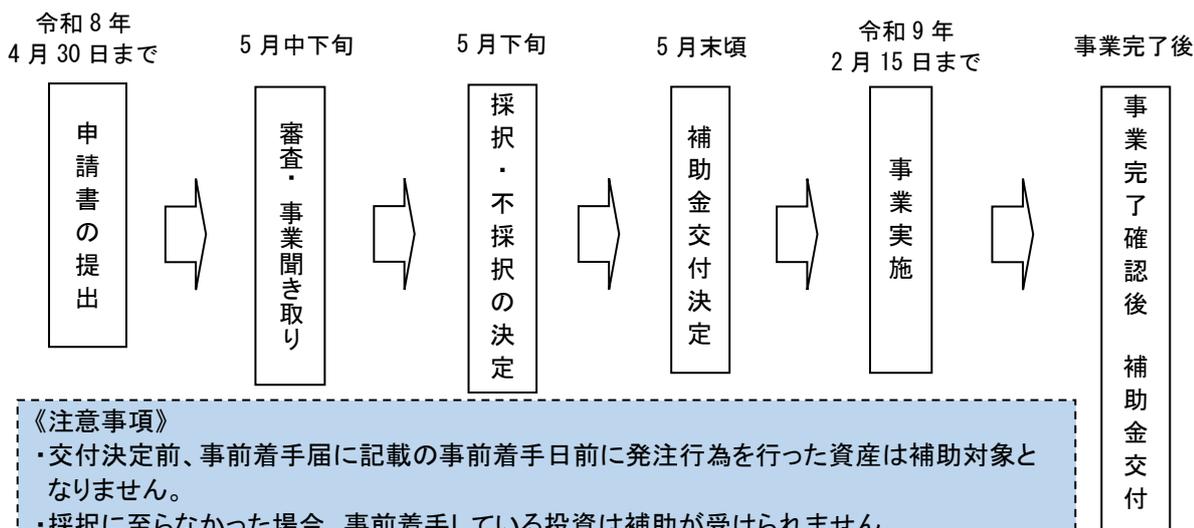
令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）17時15分までに、下記の提出書類一式を、メール、郵送又はご持参ください【必着】

※申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。

#### ◆提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）  
※財務状況について、別途詳細な資料等の提出を求めています。
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ その他必要とする書類（プレゼン資料等）
- ⑥ 事前着手届（様式第2号）※交付決定前に発注等を行う場合

#### <補助金制度のスケジュール(予定)>



お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)  
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班  
電話：059-224-2819 Email:kigyoyu@pref.mie.lg.jp